

令和4年第5回別府市農業委員会総会議事録

日 時	令和4年5月11日（水）午後2時50分
場 所	別府市農業委員会室
招集者	別府市農業委員会 会長 久保 賢一
次 第	日程第1 議事録署名委員の指名 日程第2 議事 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届 報告第2号 開発行為事前協議申込等に対する協議結果の報告について
出席委員	7名 ※ 番号は議席番号 1番 久保 賢一 2番 佐藤 進蔵 3番 後藤 利夫 4番 小畑 義宏 5番 齊藤 孝一 6番 藤内 宣幸 7番 星野 賢一
出席職員	事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘

午後2時50分 開会

(局 長) それでは、只今より令和4年第5回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数は、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下いただきたいと思っております。やむをえず離席する場合は、議長に許可をもらってください。それでは、会長よろしくお願いたします。

(会 長) 先月に引き続きまして、今月も内成地区の現地確認、お疲れ様でございました。この件は「その他」で、委員皆様の活発なご意見を頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ゴールデンウィークは天候に恵まれ、農作業も田植え等の準備が本格的になると推察されますが、まだコロナ禍でありますので、体調管理には十分気を付けていただきたいと思います。また、皆さんもご存じのよう

に、今国会で人・農地プランの法定化などを柱とする農業経営基盤促進法等の一部を改正する法律が審議されており、私たちを取り巻く状況は日々変化し、求められることもますます多くなっております。この法改正も、決まり次第情報提供をしていくつもりですので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(議 長) それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。
総会に先立ちまして、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委 員) 異議なし。

(議 長) 異議がないようでありますので、2番委員、3番委員を指名いたします。よろしくお願い致します。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんにお送りさせていただいておりますので、報告の部分につきましては、説明を省略し、ご質問等がありましたらお受けしたいと思います。それでは、只今より、審議を始めたいと思います。まず、はじめに、本日の議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局) ご説明いたします。別府市農業委員会総会議案の1ページ目をご覧ください。第5回別府市農業委員会総会次第でございます。これより議事として、議案第1号が3件、報告第1号の(1)が3件、(2)が9件、報告第2号が1件です。また、11ページの報告第2号が第3号となっておりますので、訂正をお願いいたします。その他資料として、違反転用案件の資料と「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」、行事予定、農地パトロール(案)、活動記録簿、インスタグラムによる農業委員会PR実施要領等です。お手元にごございますか。それでは、議長よろしくお願いいたします。

(議 長) それでは議事に入ります。議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号申請番号1、利用権を設定する者、別府市の方、利用権を受ける者も別府市の法人です。区分、調整区域、農振地域・農用地区域。利用権を設定

する土地、大字東山、畑、現況田、外4筆、計2,725㎡です。利用権の種類、賃借権。利用方法 水田。利用期間 令和4年5月12日から令和9年5月11日。貸賃支払い 直接、設定理由 利用権を設定する者、申請地は耕作しないため貸し付けたい。利用権を受ける者、農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため引き続き借受けたい、とうものがございます。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、職務代理の5番委員から補足説明があればお願いします。

(5番委員) 設定する方は高齢であり腰も痛めているため規模を縮小し、地域で幅広く経営している法人に貸し付けたいというものであります。

(議長) 只今、事務局及び職務代理から説明が終わりました。議案第1号申請番号1番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしとのことであります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の3ページをお開きください。申請番号2、利用権を設定する者、別府市の方、利用権を受ける者も別府市の法人です。区分、調整区域、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字東山、田、現況田、外1筆、計3,721㎡です。利用権の種類、賃借権。利用方法 水田。利用期間 令和4年5月12日から令和9年5月11日。貸賃支払い、直接。設定理由 利用権を設定する者、申請地は耕作しないため貸し付けたい。利用権を受ける者、農家の高齢化・後継者不足等の問題に取り組み、農業と地域を守り地域活性化を図る運営を行うため引き続き借受けたい、とうものがございます。以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、職務代理から補足説明があればお願いします。

(5番委員) 設定者は今まで従弟に耕作してもらっていましたが、従弟も高齢で耕作でなくなったため、法人の方に耕作してもらおうというものであります。

(議 長) ただいま、事務局及び5番委員の説明が終わりました。議案第1号申請番号2番について何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員) 特になし。

(議 長) 特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号2番について申請のとおり承認することにご異議ございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議 長) 異議なしとのことであります。議案第1号申請番号2番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。続きまして、申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の3ページをご覧ください。申請番号3、利用権を設定する者、別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、都市計画区域外、農振地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字南畑、田、現況田、外6筆、計8,107㎡です。利用権の種類、賃借権。利用方法 水田。利用期間 令和4年5月12日から令和9年5月11日。貸賃支払い 直接。設定理由 利用権を設定する者、申請地は耕作しないため貸し付けたい。利用権を受ける者、今般、申請地を借受け農業経営の規模を拡大いたしたい。以上です。

(議 長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、天間地区の担当である私から補足説明いたします。場所は棚田遺産に指定された部分でございます。数年前にご主人が亡くなり、奥さんと娘さんと耕作が出来ないため、地域で7町歩ほど耕作している方が受けるので問題がありません。以上です。只今事務局及び私からの説明がおわりました。議案第1号申請番号3番について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(各委員) 特になし

(議長) 特にご意見・ご質問もないようであります。それでは、議案第1号申請番号3番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしとのことであります。議案第1号申請番号3番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号3について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号9番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。何かありますか。

(各委員) 特になし

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして報告第2号開発行為事前協議申し入れ等に対する協議結果の報告について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。次に、その他ですが、令和3年度の最適化の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画について事務局より説明願います。なお、この件につきましては、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の基となる数値で、毎年度、県農業会議に報告し全国農業会議から公表をいたしております。

(事務局) 説明いたします。まずはお手元の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価をご覧ください。目標とか計画と記載されている部分については、一年前の目標作成時と同じ内容で、今回確認していただきたいところは、実績や評価と記載されているところです。ま

ず、2ページのローマ数字のⅡの2 令和3年度の目標及び実績です。集積目標が17haで集積実績が17.7ha。よって達成率104.1%でした。3の活動実績については、現況調査や農地農業相談は行ったが、新型コロナウイルスの影響のため、戸別訪問は積極的にできず、定期検討会も実施できなかったことを記載しています。4の目標及び活動に対する評価はご覧のとおりです。続いて、3ページ、ローマ数字Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の2 令和3年度の目標及び実績ですが、目標1経営体に対し、参入実績は3経営体で達成状況300%、参入目標面積0.4haに対し、参入実績面積2.22haで達成状況325%となりました。その下の3と4については読み上げませんが、概ね昨年と同じような内容を書いています。続いて4ページローマ数字Ⅳの遊休農地に関する措置に関する評価の2、令和3年度の目標及び実績は、解消目標に1haに対し、解消実績0、達成状況0となりました。遊休農地が耕作を再開する等して農地に戻ったというケースが、残念ながら0だった、ということです。

その下、3では農地パトロールの結果を記載しています。4には、遊休農地は減少したが、その分農地に戻ったのではなく赤、つまり非農地になっている。遊休農地発生防止の活動を今後も継続していくことが必要だ。というようなことを書いています。5ページは違反転用への適正な対応ですが、違反転用として県に報告している農地は0ですので、昨年同様の内容となっています。6ページをお開きください。まず、1農地法第3条に基づく許可事務は昨年ゼロでしたので記載はありません。2の農地転用に関する事務は、許可が1件、届け出が78件でした。3農地所有適格法人からの報告への対応は、1件は報告書出されているのですが、あとの2件は提出するようお願いしているところですが、昨日提出がありましたので3件になりました。下の4、情報の提供等ですが、賃借料情報の調査・提供で、調査対象賃貸借件数33件とありますが、これは令和3年度賃借権を設定した件数です。この賃借料の平均値をホームページ上で先日公開しました。その下の農地の権利移動等の状況把握で、117件とありますが、これは相続を含め所有権の移転、賃借権の設定などの権利移動の件数です。最後に、農地台帳の整備ですが、この農地面積614.9haとありますが、これは農地サポートシステムのデータから、明らかに農地として数えるのはおかしいものを除外して出た数字です。その下にあるように、年に1回固定資産台帳、住民基本台帳との照合により最新の情報に更新されますので、更新後、若干数字が変わる可能性があります。以上が令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の説明です。

そのまま続けて令和4年度最適化活動の目標の設定等の説明に移り

ます。ローマ数字のⅠの1農業委員会の現在の体制は今までと変わりありませんが、認定農業者の定数が今まで過半数の4名だったのが、要件の緩和により農業委員の4分の1を超える数でよい、ということになったので、2名になっています。次のページ、ローマ数字のⅡの1(1)①現状及び課題ですが、これまでの集積面積が68haになっています。先程の令和3年度の評価では、集積実績は17.7haだったのに急に増えていると思われるかもしれませんが、実は令和3年度の目標を作成したときに、ここの数字は累計の数字を入れるのか、現時点の数字を入れるのか農業会議に確認したところ、現時点での数字を入れるよう言われたため、数字が小さくなっていますが、今回確認した所、累計の数字を入れるよう言われたため、このようになっています。続いて、②の目標ですが、県の目標が、令和5年度までに集積率90%なので、それをそのまま当てはめています。この90%という目標は、国からの通知で決まっていますので、変えることはできません。つまり来年度末までに集積率を現在の20%から90%にしなければなりません。令和5年度までに70%集積する、ということですので、今年度末の集積率は $70\% \div 2$ の35%に現在の集積率20%を足した55%が目標となります。そして、今年度の新規集積面積は120haになります。昨年度の新規集積面積は1.7haですので、実現可能性は当然低いのですが、他市町村も同じような状況だと思われま。続いて、(2)遊休農地の解消①は、昨年度の利用状況調査の結果を記載しています。1号遊休農地面積が27.1ha。そのうち緑が0.4ha、黄色が26.7haです。②の目標アの(a)緑区分については、その面積を令和4年度から8年度までに解消することが目標となります。よって、毎年度0.4haの5分の1ずつ、ということで0.08haの解消が今年度の目標です。(b)黄色区分の解消は、国からの通知に沿った内容を記載しています。イの新規発生遊休農地の解消ですが、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地面積は、0.02haなのですがそれが全て解消目標面積となります。続いて次のページの(3)①現状及び課題は、令和3年度の点検評価と同じです。②の目標ですが、過去3年間の新規参入者に所有権を移転したり、新規参入者が借りたりした農地の面積の平均が3.95ha、その1割以上の面積が新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の目標の面積となりますので、今年度の目標は0.4haとなります。この同意を得る、というのは実際に貸す、という同意ではなく、仮にもし新規参入者が現れたときには貸してもいいよ、という同意のことで書面による同意書などは必要ありません。なので、戸別訪問等で農業者とお話した際、貸してもいいよ、という人がいれば教えていただければと思います。次にいきます。2の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、一人あたりの

活動日数は13日とさせていただきました。前は15日程度を目標にと言っていたと思われるかもしれませんが、あくまでも対外的な目標は13日、だけど実際はそれを上回る15日を目標に活動記録簿に記入していただければと思います。なぜかと言いますと、目標を13日以上に設定した上で、さらにそれ以上の実績があると、評価点が上がり、みなさんのもらえる最適化交付金の額が上がるからです。日常的な農地パトロールばかりでもかまいませんので、ぜひともよろしくお願ひします。

続いて(2)活動強化月間の設定目標ですが、3ヵ月設定しなければならない、ということですので、期間は夏の利用状況調査のあとの11月から1月で、農地が荒れていないかどうかの見守り活動を強化する、とさせていただきます。いつもより一日でも多く活動をしていただければと思います。

(3)については、今すでに実施している農地農業相談について記載しています。以上が令和4年度最適化活動の目標の設定等の説明でした。これとは別に、委員さんそれぞれの目標の設定が必要になりますが、それば6月の総会でまたお話ししたいと思います。私からは以上です。

(議長) 何かご質問等があれば、お願ひいたします。何かありますか。

(3番委員) 認定農業者の定数ですが、3名はどなたか教えてください。

(事務局) 認定農業は会長と2番委員、7番委員、認定農業者に準ずる者は5番委員です。

(3番委員) 女性の農業委員はどのくらい必要になるのですか。

(事務局) 国は3割を求めているので、女性の立候補者を増やす努力が必要です。

(議長) 他にご質問はありませんか。

(各委員) なし

(議長) 他に質問も無いようですので、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございますが、説明のとおり県農業会議へ報告いたします。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。以上をもちまして、全ての審議を終了いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時 10 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 _____ 会 長 _____ 印

署名委員 _____ 2 番 委 員 _____ 印

署名委員 _____ 3 番 委 員 _____ 印